

伊那中央衛生センター
施設整備方針検討に係る基礎調査業務委託

仕 様 書

令和 元 年 5 月
伊那中央行政組合

第1章 総則

本仕様書は、伊那中央行政組合（以下「組合」という。）が発注する伊那中央衛生センター施設整備方針検討に係る基礎調査業務委託（以下「本業務」という。）に適用する。本業務受注者（以下「受託者」という。）は本仕様書に明記なき事項であっても本業務目的達成のために必要と思われる事項については、受託者の責において実施しなければならない。

1 目的

本業務は、組合が所管するし尿処理施設について、今後の経済的かつ合理的な施設運営及び施設整備における参考資料を得るために実施するものである。

本業務では、現状の把握と課題の抽出を行った上で、合理性、経済性、維持管理性などを重視した「汚泥再生処理センター（し尿処理施設）整備基本構想」を策定することを目的とする。

また、施設整備方針を定めるための基礎資料を作成するとともに、基礎的な事項から最新の情報まで取り入れ、組合内部で十分検討できるよう配慮した内容とする。

2 本業務の名称

伊那中央衛生センター施設整備方針検討に係る基礎調査業務委託

3 本業務の履行期間

履行期間：契約締結日から令和2年3月31日まで。ただし、成果品の提出は令和2年3月10日までとする。

※業務期間は予定であり、実際の業務期間と異なる場合があるので留意すること。

4 本施設の場所

(1) 伊那中央衛生センター

場 所：〒399-4431 伊那市西春近2560番地

5 本施設の概要

(1) 伊那中央衛生センター

敷地状況：伊那中央行政組合所有地

施設状況：昭和55年4月1日から稼働

敷地面積 9,405.5m²

構造 鉄筋コンクリート2階建

建築面積 3,704.2m² 延床面積 7,469.9m²

伊那市西春近2560番地、2623番地1

(2) 対象地域

組合行政区域（伊那市・箕輪町・南箕輪村）

(3) 既存施設の概要

施設名称 : 伊那中央衛生センター
処理能力 : 200k1/日
処理対象物 : し尿及び浄化槽汚泥
処理方式 : 好気性処理方式+凝集沈殿方式
希釈水 : 地下水
稼働開始 : 昭和55年4月

(4) 隣接施設 サンライフ伊那

敷地状況 : 伊那市施設 施設廃止
敷地面積 5,512.93m²
構造 鉄筋コンクリート2階建
延床面積 1,502.67m²
伊那市西春近2539番地1、2539番地2

(5) 参考資料 平成30年1月の精密機能検査報告書がHP上にあるので参考にすること。
<http://www.ina.janis.or.jp/~icsc/news/news.html>

6 発注者

伊那中央行政組合 組合長 白鳥 孝

7 担当部署 業務監督

伊那中央衛生センター

8 関連調整機関等

伊那中央行政組合を構成する市町村（伊那市、箕輪町、南箕輪村）、長野県、地元対策委員会及び伊那中央衛生センター再構築検討委員会（以下「委員会」という。）

9 技術者の配置、資格要件等

受託者は、次のとおり本業務における技術者を定め、組合に届け出るものとする。

(1) 管理技術者

受託者は、管理技術者をもって秩序正しい業務を行わせること。管理技術者は、汚泥再生処理センター（し尿処理施設）の処理技術と運営管理に十分な知識及び経験を有する者とし、技術士資格（衛生工学部門廃棄物処理又は廃棄物管理）を有する者とする。

雇用継続期間3ヶ月以上の自社の正社員とする。

(2) 担当技術者

高度の技術を要する業務については相当の経歴、技術士資格（衛生工学部門廃棄物処理又は廃棄物管理）を有する者を配置するのが望ましい。なお、専門分野ごとの複数配置も可とする。

雇用継続期間3ヶ月以上の自社の正社員とする。

管理技術者及び照査技術者との兼務は不可とする。

(3) 照査技術者

高度の技術を要する業務については相当の経歴、技術士資格（衛生工学部門廃棄物処理又は廃棄物管理）を有する者を配置するのが望ましい。

雇用継続期間3ヶ月以上の自社の正社員とする。

管理技術者及び担当技術者との兼務は不可とする。

10 提出書類等

受託者は、次の関係資料を遅滞なく提出するものとする。

(1) 着手前提出書類

名 称	部数	規格	備考
契約書	2部	A4	
業務着手届	2部	A4	
業務計画書（管理体制及び連絡体制も含む）	1部	A4	
技術者通知	1部	A4	各技術者分
技術者経歴書	1部	A4	各技術者分
その他組合が指示する書類	必要数	A4	

(2) 業務中提出書類

名 称	部数	規格	備考
業務報告書	必要数	A4	
貸与品等借用書（リスト一覧含む）	必要数	A4	
業務変更計画書	1部	A4	変更がある場合
打合わせ議事録	2部	A4	※1
協議書	1部	A4	※2
業務月報	1部	A4	※3
概要版（議会用）報告書等	1枚	CD-R	※4
その他組合が指示する書類	必要数	A4	

※1 各打合せ後は速やかに作成のうえ提出する。監督員等の確認後に一時返却するので、最終は成果品に添付すること

※2 各協議時に提出する。監督員等の確認後に一時返却するので、最終は成果品に添付すること

※3 各月作成のこと A3版の場合はA4版に折りたたみとする

※4 調査終了時、その他において概要版報告書等の作成を求める場合がある。電子媒体として提出のこと。なお、印刷時はA4又はA3規格を標準とする。

(3) 業務完了時提出書類

名 称	部数	規格	備考
業務完了届	1部	A4	
照査結果報告書	1部	A4	※1
成果品	1式		別途掲げるもの

業務工程表（実施状況対比表）	1部	A4	
貸与品等返却書（リスト一覧含む）	必要数	A4	
その他 業務中に一時返却したもの	必要数	A4	
その他組合が指示する書類	必要数	A4	

※1 任意様式とする ただし、照査内容及びその結果を明示のこと

11 成果品

- ① 汚泥再生処理センター（し尿処理施設）基本構想 A4版 12部
- ② 費用対効果分析書 A4判 12部
- ③ 技術比較検討書 A4判 12部
- ④ 上記報告書の電子媒体 CD-R 1式
- ⑤ その他成果品 1式
- ⑥ 概要版（議会用）電子媒体 CD-R 1式

12 資料の貸与等

本業務に係る既調査資料等、組合が保有する資料で業務遂行上必要なものは可能な範囲で貸与する。受託者が資料の貸与を受ける場合は、貸与品等借用書を作成し、組合へ提出すること。

また、貸与資料等は業務完了時に全て組合へ返却すること。

13 関係法令等の遵守

本業務を実施するに際し、以下に示す主な図書及び法令、基準、指針等を遵守、留意するものとする。なお、本業務に文献その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記するものとする。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律・同関係法令
- (2) 汚泥再生処理センター性能指針（環境省）
- (3) 汚泥再生処理センター等施設整備の計画・設計要領（最新版）
（著者 公益社団法人 全国都市清掃会議 編）
- (4) 廃棄物処理施設生活環境影響調査指針（最新版）
（環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）
- (5) 廃棄物処理施設建設工事等の入札・契約の手引き（最新版）
（環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）
- (6) 国土交通省官房官庁営繕部公共建築工事標準仕様書（最新版）
- (7) 都市計画法・同関係法令
- (8) 循環型社会形成推進基本法（環境省）
- (9) 長野県生活環境に係る保全条例
- (10) 伊那中央行政組合関係条例
- (11) 労働安全衛生法
- (12) その他関係法令及び規格、規制、基準、及び指針等

14 再委託の禁止

受託者は、組合の承諾なく本業務の処理を他人に委託してはならない。

本業務の一部を、組合の承諾を得て第三者に委託し、又は請け負わせる場合は、地元活用に努める。

15 業務内容の変更

組合が必要と判断した場合に限り、組合と受託者との協議により、変更することがある。この変更に伴う委託料等の変更については、組合と受託者が別途協議のうえ決定するものとする。

16 検査

受託者は本業務完了後、所定の手続きを経て組合による成果品の検査を受けなければならない。検査の結果、成果品に不備又は誤り等があった場合、受託者は組合が指示する期日までに訂正等を行い納品しなければならない。また、本業務に関する成果品の著作権は全て組合に帰属するものとする。

17 業務完了

受託者は、対象施設が本業務に係る竣工検査等に合格するまでは本業務を実施しなければならない。

受託者は、本業務の竣工検査等が終了したときは、本業務報告書等を整理し、監督員に提出しなければならない。また、本業務の完了は組合による本業務完了検査合格をもって完了とする。

18 引渡し

受託者は、成果品の検査合格後、成果品を納品し、完了届の提出をもって本業務完了引渡とする。

19 近隣地元関係者との交渉等

受託者は、屋外で行う本業務遂行のための調査・確認作業等の実施にあたっては、近隣地元関係者との間にトラブル等が生じないように努めなければならない。民地へ立ち入る場合で、所有者等が居る場合は必ず声をかけ身分を明示すること。名札等着用のこと。

20 守秘義務

受託者は、本業務上知り得た事項を他に漏らしてはならない。契約の解除及び期間満了後においても同様とする。

21 疑義の解決

本業務の仕様書等記載事項に疑義が生じた場合、受託者は組合と十分な打合せ及び協議を行い、業務の遂行に支障ないように努めなければならない。

22 復旧

対象施設等の汚破損防止に努め、万一紛失、汚損、破損等が生じた場合は、受託者の責任において復旧すること。

第2章 業務の内容

1 基本事項

- (1) 要求の確認
 - ・組合の要求等の確認
 - ・業務委託条件の変更等の場合の協議
- (2) 法令上の諸条件調査及び関係機関との打ち合わせ
 - ・法令上の諸条件の調査
 - ・関係機関との打合せ
- (3) 基本構想方針の策定
 - ・総合検討
 - ・基本構想策定のための基本事項の確定
 - ・基本構想策定及び組合への説明
- (4) 意図伝達
 - ・基本構想を正確に伝えるための質疑応答、説明等
 - ・基本構想意図の観点からの検討、助言等
- (5) その他
 - ・委託業務の対象となる工事の実施に当たり法令上必要となる各種申請等の例示

2 具体的業務

- (1) 現況把握と課題抽出

現有施設の現地調査、精密機能検査の結果及び組合との協議をもとに、現況を把握するとともに施設の課題を抽出する。
- (2) 必要処理能力の検討

組合資料（過去の収集実績、搬入予測資料、その他）などを参考に、施設の必要処理能力について検討する。
- (3) 施設整備方針の検討

合理的、効率的な施設整備のための基本方針を検討、提起する。検討にあたっては、組合におけるし尿処理のあり方、下水道、合併浄化槽等関連する施設整備との関わり、全国的な施設整備の動向、し尿処理技術や汚泥再生処理技術の動向などを考慮する。
- (4) 施設運営方針の検討

想定される将来の施設運営管理方法について検討する。想定される将来の施設運営管理方法としては、直営、運転管理委託及び包括運営委託を基本とし、それぞれの方法における基本事項、特徴、実績等について整理する。

(5) 整備方案の検討

現有施設の状況、施設整備の基本方針、施設の必要処理能力などを基本とし、汚泥再生処理センター（し尿処理施設）の整備方案を検討する。整備方案の検討に当たっては、経済性、合理性、効率性、維持管理性、環境保全性等について、「基幹改良方案」と「施設更新方案」とを比較するものとする。

また、隣接するサンライフ伊那の土地利用も含め配置計画、整備方針の検討を行う。

(6) 地元及び関係行政機関との協議等

必要に応じて会議への出席をし、地元対策委員及び関係行政機関へ明確に伝えるためのシナリオづくりと業務内容の説明。

サンライフ伊那の土地利用については、関連する伊那市との協議を行い組合に報告する。

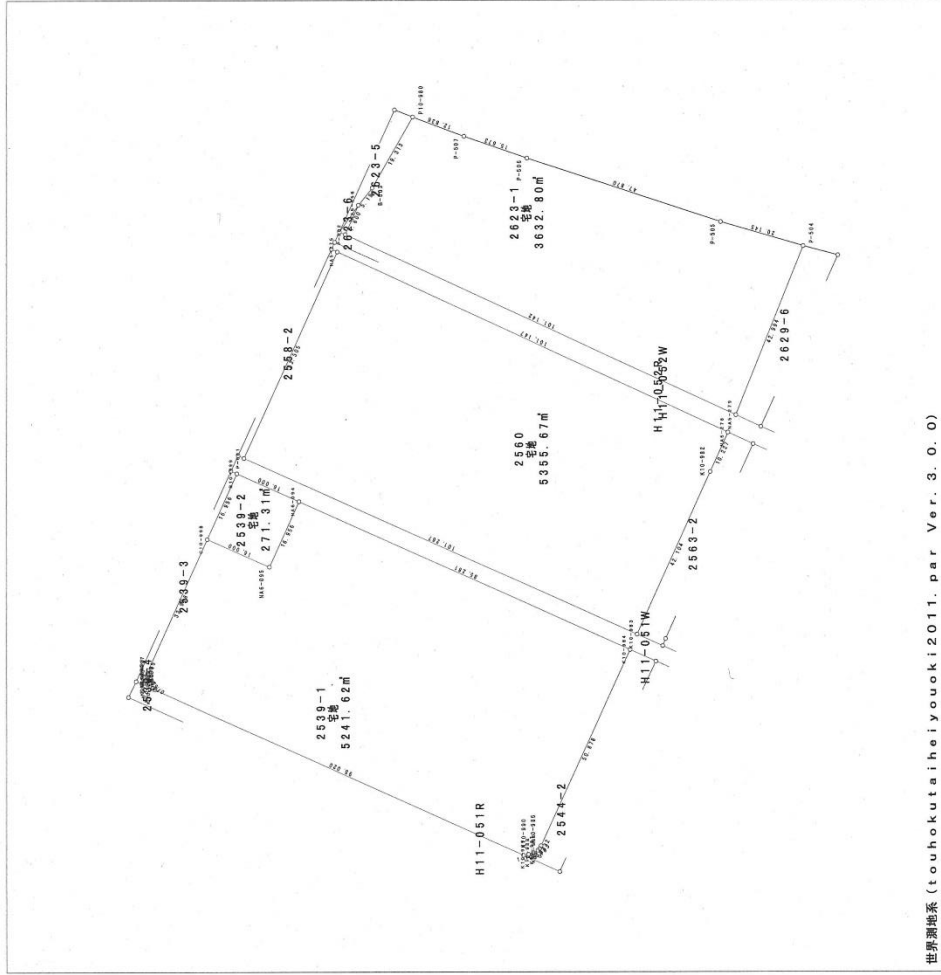
(7) 施設整備案の提起

(1)～(6)の検討をまとめ、整備施設の概要、施設整備に当たっての基本的事項、スケジュールなどを整理し、「伊那中央衛生センター施設整備基本構想」として提起する。

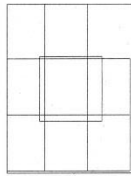
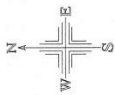
(8) その他

その他、本業務を遂行する上で必要となる資料は、組合と協議の上作成する。

参考図 1



世界測地系 (toughokutaiheiyouki2011.par Ver. 3.0.0)



地籍一筆表

所在	西積込
地番	2539-1
計画面積	5241.377㎡

所在	西積込	地番	面積	X座標	Y座標	面積 (㎡)
所在 西積込 地番 2539-1	面積	K10-397	0.645	-19912.836	-50232.562	0.645
		C10-398	33.988	-19926.695	-50201.528	33.988
		MA6-395	16.000	-19941.274	-50208.120	16.000
		MA6-394	16.956	-19948.186	-50192.641	16.956
		K10-393	42.104	-20027.540	-50224.148	42.104
		P-501	101.267	-19935.282	-50182.392	101.267
		MA5-275	53.505	-19957.265	-50138.593	53.505
		K10-386	0.732	-20004.858	-50276.812	0.732
		K10-387	1.190	-20004.246	-50275.184	1.190
		K10-388	1.221	-20003.205	-50275.761	1.221
		K10-389	1.198	-20002.061	-50276.187	1.198
K10-390	85.020	-20000.878	-50276.378	85.020		
K10-391	0.639	-19914.336	-50237.145	0.639		
K10-392	1.282	-19913.858	-50236.721	1.282		
K10-393	0.627	-19913.080	-50235.695	0.627		
K10-394	0.655	-19912.832	-50235.133	0.655		
K10-395	1.279	-19912.784	-50234.477	1.279		
K10-396	1.279	-19912.730	-50233.188	1.279		

地籍一筆表

所在	西積込
地番	2539-2
計画面積	271.288㎡

所在	西積込	地番	面積	X座標	Y座標	面積 (㎡)
所在 西積込 地番 2539-2	面積	MA6-094	16.000	-19948.186	-50192.641	16.000
		MA6-095	16.956	-19941.274	-50208.120	16.956
		C10-398	16.000	-19926.695	-50201.528	16.000
		B10-399	16.956	-19933.617	-50186.049	16.956

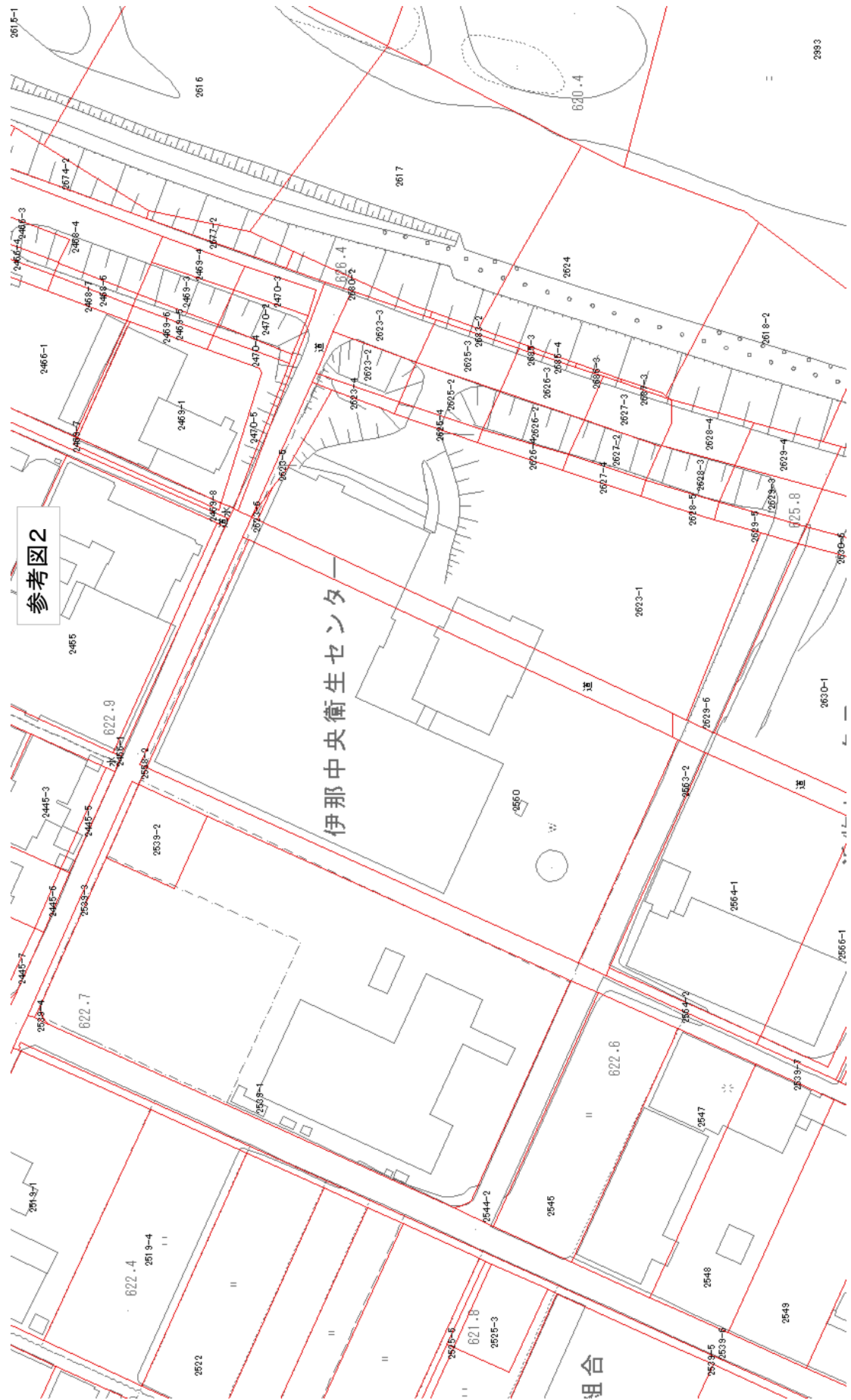
地籍一筆表

所在	西積込
地番	2560
計画面積	5355.420㎡

所在	西積込	地番	面積	X座標	Y座標	面積 (㎡)
所在 西積込 地番 2560	面積	MA5-278	101.147	-20048.883	-50176.367	101.147
		K10-382	10.227	-20044.713	-50185.705	10.227
		K10-393	42.104	-20027.540	-50224.148	42.104
		P-501	101.267	-19935.282	-50182.392	101.267
		MA5-275	53.505	-19957.265	-50138.593	53.505

地籍一筆表

所在	西積込
地番	2623-1
計画面積	3632.615㎡



参考図2

